八　法第四十条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

九　法第四十条第一項第二号に掲げる者にあつては、当該行為に係る工作物の概要

2　（略）

（届出を要しない行為）

第二十六条　法第四十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三　（略）

（届出）

第二十七条　法第四十一条第一項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書二通を当該届出に係る行為に係る場所を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第四十一条第一項第一号に掲げる者にあつては、第二十五条第一項第八号に掲げる事項

四　法第四十一条第一項第二号に掲げる者にあつては、第二十五条第一項第九号に掲げる事項

五　（略）

2　（略）

（海難が発生した場合の措置）

第二十八条　法第四十三条第一項の規定による応急の措置は、次に掲げる措置のうち船舶交通の危険を防止するため有効かつ適切なものでなければならない。

一～三　（略）

第二十九条　法第四十三条第一項の規定による通報は、当該海難の発生した海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長にしなければならない。

（航路等を示す航路標識の設置）

第三十条　法第四十五条の規定により航路標識を設置する場合は、次に掲げる基準に適合し、かつ、船舶交通の安全を図るため適切な位置に設置するものとする。

一～四　（略）

（情報の周知）

第三十一条　海上保安庁長官は、法第二十六条の規定により、船舶の航行、停留若しくはびよう泊を制限し、又は特別の交通方法を定めたときは、水路通報その他適切な手段により、関係者に対し、その周知を図るものとする。

2　（略）

（権限の委任）

第三十二条　（略）

2　法第三十二条第一項の規定による海上保安庁長官の権限は、当該船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

3　法第三十二条第二項の規定による海上保安庁長官の権限は、当該船舶交通の危険が生ずるおそれがあると予想される海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

八　法第三十六条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

九　法第三十六条第一項第二号に掲げる者にあつては、当該行為に係る工作物の概要

2　（略）

（届出を要しない行為）

第二十六条　法第三十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三　（略）

（届出）

第二十七条　法第三十七条第一項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書二通を当該届出に係る行為に係る場所を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第三十七条第一項第一号に掲げる者にあつては、第二十五条第一項第八号に掲げる事項

四　法第三十七条第一項第二号に掲げる者にあつては、第二十五条第一項第九号に掲げる事項

五　（略）

2　（略）

（海難が発生した場合の措置）

第二十八条　法第三十九条第一項の規定による応急の措置は、次に掲げる措置のうち船舶交通の危険を防止するため有効かつ適切なものでなければならない。

一～三　（略）

第二十九条　法第三十九条第一項の規定による通報は、当該海難の発生した海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長にしなければならない。

（航路等を示す航路標識の設置）

第三十条　法第四十一条の規定により航路標識を設置する場合は、次に掲げる基準に適合し、かつ、船舶交通の安全を図るため適切な位置に設置するものとする。

一～四　（略）

（情報の周知）

第三十一条　海上保安庁長官は、法第二十六条の規定により、船舶の航行を制限し、又は特別の交通方法を定めたときは、水路通報その他適切な手段により、関係者に対し、その周知を図るものとする。

2　（略）

（権限の委任）

第三十二条　（略）

（新設）

（新設）